

10
海外婦人労働資料第十号

婦人労働者の實情

労働省婦人少年局

婦人労働者の実情

米國労働者婦人局

月報 一九四八年八月号

七月の婦人雇用状況

人口調査によれば、一九四八年七月中には、一七五万以上の婦人が農業労働に従事して
いる。それは、全婦人就業者の十分の一にあたり、全労働者の約五分の一にあたる。
六月中の二〇〇万以上という頭数からすれば、婦人農業労働者の数は約三三万減つてい
る。非農業雇用に従事する婦人は七月には一五、八一九、〇〇〇と数え、八二〇、〇〇〇の増減
を計っている。

人口（十歳以上）	女子の数	一九四八年六月	
		以降の变化	総数
非軍需労働力	五五二、二〇〇	(1) 九〇、〇〇〇	一〇八、五九、〇〇〇
就業者	一八、四〇五、〇〇〇	(2) 二八、〇〇〇	六三、八四二、〇〇〇
失業者	一七、六三六、〇〇〇	(3) 二五、〇〇〇	六二、八五〇、〇〇〇
軍需労働力	七七九、〇〇〇	(4) 三〇、〇〇〇	二、七二七、〇〇〇
	一五、〇〇〇	(5) 一、〇〇〇	一、二九三、〇〇〇
			五、〇八%
			二八、八%
			二八、八%
			三、五%
			一、二%

非労働者

三六、七四三、〇〇〇

一、三七二、〇〇〇

四三、四六二、〇〇〇

八四五%

(米國人口調査局)

最低賃金

イリノイ州では小売商関係取業に対する最初の最低賃金法を公布し、一九四八年八月十二日から効力を発する。取業ある婦人及び年少労働者に対する最低賃金は、一時間五セントである。

初心者や見習中のものは四五セントである。後者は、一彼または彼女が雇われ仕事をしておいて、以前に、または同様の、または関係ある仕事をした経験の乏しい人と定義されている。見習期間が三月または実効力九時間を超えてはならない。三口分間の食事時間を五時間の経験労働者に対してあてられなければならない。

ロードアイランド州の小売商店法は、一九四八年九月一日に施行された。賃金は、一九四八年に定められた指令のと同じである。週三大一四時間労働の経験ある従業員には週二ニドル、無経験のものには二ニドル。週四十四時間以上の労働に対しては、一時間と五セント以上を支払わなければならない。

(最大限四十八時間)

生計費

アリゾナ州における婦人就業率一人あたりの生活費予算が最も公表された。それは、扶養家族をもたない婦人労働者のための最低限の経費が示されているが、それは一九四八年四月現在で、年一五五三ドルと見られる。一年間の物品購入費とサービス費と食料と賃金だけで六八四ドルと見られるが、これは一九四七年三月の同じ項目の見積もりより七セプトセント増加している。

一九四五年と一九四八年における女子就業者の取業

一九四五年以降三年間に人口調査局の報する女子就業者の数は約二〇〇万近く減っている。これと同時に、男子の数は九〇〇万以上増加している。この結果、すべての大きな取業にゆく婦人の割合は減っている。

婦人の数の減少は、「工業（主として工場労働者）」と農場労働者のグループにおいて一番目立っている。一九四八年には、商店主や専門的取業グループの両方に以前より多くの婦人がめいていた。女子店員の数は減っていないが、事務労働者のグループでは目立つて減っている。

女子職業者の職業分布状況 一九四五年および一九四八年七月

主 要 職 種	女子の人数 (単位千)		百分率、分布状況		全労働者に対する婦人の百分率	
	一九四八年七月	一九四五年七月	一九四八年七月	一九四五年七月	一九四八年七月	一九四五年七月
全女子就業者	一七、六二八	一九、六一〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	二八、六	三六、〇
事務系統従業者	四、七〇一	四、九〇〇	二六、七	二五、〇	六、七	七、二
取工筋肉労働者	三、八〇三	四、七四〇	二一、六	二四、二	一五、四	二一、一
熟練工・工員監督	一、九二三	二、〇六〇	一〇、九	一〇、五	四三、〇	四九、三
（家事労働者のみ）	一、六八八	一、四四〇	九、六	九、一	八、四	九、七
家事労働者	一、四四〇	一、二一〇	八、二	七、三	三、八	五、五
女子雇員	一、三二三	一、二一〇	七、五	六、二	三、五	四、五
専門的・半専門的従業者	九、六二	七、八〇	五、五	四、〇	一五、一	一六、九
（経営主たる官吏）	一、七八七	二、六九〇	一〇、一	一三、七	二、〇	二、五
（農業関係者のみ）						
農林労働者						

白米（非筋肉）労働者の収入

全連邦産業家協議会では二つの産業グループ——白米（非筋肉）労働者と筋肉労働者——における収入と労働時間の分析をした。その結論の一つとして、「ある系列でみると、筋肉労働者は一九三九年以降、非筋肉労働者より優つた割合の収入を得るばかりでなく、両グループの収入の地位が反対に変わったのである。小売商店に働く店員の平均時間給は（マニニドル）一九四七年十一月には、綿織維生産労働者の時間給（一、〇五ドル）より低くなっている。これに比べれば、第二次大戦前には、綿織維工場では一時間、三八九セントしか支払っていなかったのに、小売商業では平均五五六セント支払っていたのである。（詳細は産業家協議会事業報告、一九四八年五月を参照）

国際労働会議 一九四八年（六月—七月）サンフランシスコにて

第三十一回国際労働会議では、婦人の職業に関する二つの條約と、産業界の実際における變化を反映するように修正した。一九一九年の條約では、特定の産業（鉱業、製造業、建設業）の適用をうける主要産業である。において、婦人と午後一〇時から午前五時までの間、使用することを禁止した。この條約は、一九三四年度には、労働者および使用者

の団体との相談すれば、午後十一時から午前六時までと變更せよと規定することに修正され、この修正の案には、管理の地位にある婦人の除外もふくんでいた。一九四八年度の修正は、三つの大きな變更をもたらしている。

一 婦人を使用してはならない七時間の継続期間は、午後十時から午前七時までのどの時間でもえらんでよいことになった。それで米國の工場で、二交替で婦人を使用していているところでは、第二回目の交替と深夜までとし、三回目の交替に婦人を使用しないというようなもの、換約の條件にかようなものとなる。(英國では、午後十一時から午前六時までを禁止時間としてえらんでいる。また婦人を午後十時以後使用しない方がよいと信じている国もあり、そういうところでは、午後一時から午前五時まで婦人の使用を禁止する意向がある。)

二 緊急時には、労働者および使用者の団体の相談の結果、條約を延期する規定、國際労働機関に提出されること、この條約適用状況に関する各國の年次報告に右の延期は記録されるべきこと。

三 管理の地位にある婦人に加えて、技術的労働に従う婦人の除外、および、平素筋肉労働に従事していない保健、厚生関係業務の婦人の除外。

いま一つ修正された條約は、若年者に対し夜業を禁止する條約である。

また新に採用された二つの條約は、全ての國民にとって重大なものである。一つは、

それと批准した政府は、労働者も使用者もその好むところの組織をつくりまた参加する権利を有効とみとめることが必要である。としていふ。もう一つは、無料の公衆職業紹介事業を維持してゆくための規定と設けられている。(後者の規定と補うことを目的とする正式の勧告案が採択された。)

採択された決議の中、婦人に特殊の関懷あるものが二つある。一 男女労働者に同一価値の労働に対し同一賃金を要求する國際的規約作成を考慮すること、早期の國際労働會議、なるべくさら來年度の會議の議題に上すこと、要求。および、二 國際労働機関の執行委員会があるところの理事會が早期の國際労働會議、なるべくさらは一九五〇年度の會議の議題に家労働者の地位と雇用のすべての問題を上程することの當否を考慮すること、要求。

國際労働會議と同時にひらかれた理事會の會議で、合衆國の当時の労働長官代理デヴィッド・A・モース氏は、國際労働機関の恒久的な事務局であるところの國際労働事務局の理事長に選挙された。

政府官取の婦人

合衆國 ニュウヨーク市弁護士、フリーダ・B・ヘノック女史の大統領からの任命は、今年晩春に上院により可決されたが、女史は、連邦通信委員会委員の要請に任命された。

最初の婦人であつて、その任期は七年間である。

日本 日本労働省婦人少年局長は山川菊栄夫人である。

英國纖維工業における労働条件

英國纖維へのヨーロッパからの婦人の雇入れは、二人が許可された。ドイツおよびオーストリアの難民群のなかから婦人と移入することの可能性は、労働組合がランカシヤ工場にそれらの婦人を雇うことに原則的に賛同したので、一九四七年初めに英國綿業委員会の手で調査された。そして一九四七年の末までには、約三、二〇〇人のヨーロッパ人の労働者がランカシヤ綿業紡績工場に入つた。さらに約二、〇〇〇人が訓練されたいと。その上約一、〇〇〇名のポーランド人が雇入れられた。この労働者は、みな婦人であつて主にバルト人で、少数はウクライナ人とユーゴスラヴィヤ人である。

マンチエスター地方の纖維産業における時間外労働が昨冬労働組合の賛同を得て、五労働日毎に三十分づつ超過勤務を加え、週労働時間四十七時間半までひき上げられた。しかし、生産を引上げるための時間外労働の要請は熱心に受け入れられはしなかつた。

綿糸紡績業の労働者の六五パーセント以上は婦人であつて、その大部分が家事の責任をもつてゐるものであり、それには仕事の一番忙しい時間に電力を節約するため作業時間制が入

れちがいにならねばならぬという面制の問題がある。

一九四三年に婦人をパート・タイム労働者として雇うことの必要をみてゐたイングラランドのバーミンガムにある一工場では、この計画を「非常な懸念」をもつて開始してゐる。というのは、当時雇用できる婦人というのは、家事の負担に制約されてゐる既婚婦人、身体的障害のためにフル・タイムの仕事ができないう婦人にかぎられてゐるからである。この場合、昼食時に交代する半日づつの二交替制で助かせることが便宜であるということによつた。同会社の経験と語る、一九四八年春終戦の報告では、同会社はサウスオールの、外科用繃帯製造会社は、それまでに十九オから七オまでの年齢の二、〇〇〇名以上のパート・タイムの婦人を雇つてゐると述べてゐる。またこのパート・タイム労働者の外に、同会社は他の部門に同時にフル・タイムの労働者と少数雇つてゐる。それは熟練工、織工、縫工およびミシジ機半まで大抵、結婚前に働くものである。また婦人の縫き工織工でパート・タイムの仕事とするものは自分の一番都合のよい時間をとつて働くことを許されてゐる。

同一労働同一賃金の原則は、纖維産業、ことに織布の部門では長年の間みとめられてゐてゐるものである。しかしながら、一九四七年九月の報告によれば比較的低い賃金率で婦人の仕事に発展し、安定してしまふことはさうなかつたようである。昼間、夜間両方の短時間のパート・タイムの交替は多数の既婚婦人をひきつけ、綿糸の生産におけるは

けとい人員不足を緩和する役割とした。同報告ではまた多くの会社が工場附属の託児所を
建てていることを述べている。

労働省婦人少年局福井職員室